

令和元年度初の定例会で、 幼児教育と保育の無償化が可決

10月1日から施行されます 幼児教育と保育の無償化が

令和元年第2回定例会は6月3日から24日までの会期で開催され、市長提出議案11件、議員提出議案6件(決議案1件、意見書案5件)、請願8件を審議しました。議案等の審議結果は4面をご覧ください。

「東久留米市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例」の一部を改正する条例は、6月13日の厚生委員会にて賛成多数で可決されました。

本条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴い、本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化による利用者負担などについて、関連する規定を整備するため条例の一部を改正するものです。

改正内容は、3歳～5歳の給付認定子ども、0歳～2歳の住民税非課税世帯の給付認定子どもに係る保育料が10月1日から無償化されることなどです。

「委員会での質疑から」
【質問】 補助の流れはどのようなのか。

【答弁】 保育園については、無償化の対象となる園児の保護者からの保育料の徴収がなくなる。減収分は、私立については国が2分の1、都が4分の1、市が4分の1負担することになる。公立と公設民営園は、市が10分の10負担することになる。

会計年度任用職員に関する規定を整備します

「東久留米市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」は、6月12日の総務文教委員会にて賛成多数で可決されました。

本条例は、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に関する規定を整備するものです。本市における会計年度任用職員は、原則、都準拠により、改正地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤、パートタイムとして、一会計年

【委員会での質疑から】
【質問】 段階的な期末手当支給を導入している理由は。

【答弁】 本市では、支給月数を令和2年度が1・44月、3年度が2・02月、4年度が2・60月としている。支給割合を2年程度かけて段階的に引き上げる取り扱いが可能と国が示すマニュアルなどにも記載があり、本市のさまざまな状況を鑑み、制度設計した。

【質問】 なぜパートタイム会計年度任用職員のみを提案となったのか。

【答弁】 本市では、同制度の移行に当たり、都準拠を基本としており、都においてもフルタイム会計年度任用職員制度を導入していない。

【質問】 本市では、嘱託・臨時職員が正規職員以上の人数になっているが、そのバランスについてどのような見解を持っているか。

【答弁】 行政の末端を担う職場では、急ぎな仕事が生じるなど正規職員だけでは対応できない状況にある。行財政改革を取り組んでいく中で、正規・非正規職員の担う役割など検討している部分もある。制度の整備により引き続き公務の一部を会計年度任用職員に担ってもらおうと考えている。



第23回東久留米市環境フェスティバル(6月8日・9日、市民プラザほか)



環境ポスターコンクール表彰式の様子(写真右) 出展ブースの様子(写真上)

今号のトピック

6月24日の定例会本会議において、今後の東久留米市立学童保育所の運営方針(案)についての緊急質問が行われました

【緊急質問の質疑から】

【質問】 緊急質問に至った経緯は。

【答弁】 今後の学童保育所の運営方針(案)が示されず、今議会で議論ができないとの指摘があり、議論できるよう同方針(案)を示した。

【質問】 学童保育所の嘱託職員の応募状況は。

【答弁】 採用に結びつかず、安定的な事業の継続が困難な状況。

【質問】 延長育成を業務委託するメリットとデメリットは。

【答弁】 委託費は精査する必要があるがコスト増が見込まれるが、安定的な事業の継続と延長育成への対応として、まず2校に民間活力を導入する方針。

【質問】 民間活力の導入に伴い職員1人当たり児童20人の国基準を適用するの。

【答弁】 15対1の運用を20対1とし、支援単位ごとに有資格者1人と補助員1人の国基準に合わせた。

【質問】 財政負担を増やしてまで民間委託すべきか。

【答弁】 市民ニーズの高い延長育成という今までに

なかった事業を行うため、コストは上がってくる。

【質問】 保護者説明会の時期は。

【答弁】 7月にすべての学童の保護者に運営方針(案)を、実施計画を策定後に該当の学区の保護者に説明する。

【質問】 直営も放課後児童支援員の資格要件が緩和されるので応募が増えるのでは。

【答弁】 採用が難しい中、原則直営では採用を控えていく。

【質問】 延長育成の料金は。

【答弁】 他市の実施状況なども考慮した上で料金を決定していきたい。

【質問】 令和2年4月から民間委託する理由は。

【市長】 昨年度、学童保育などの効率的な運営について研究し、その結果が出てきた中で、学童保育の考え方を示してきた。これまでも延長育成のニーズが高いと認識しており、そういった中で施政方針に実現させていくことを示した。

【質問】 1人の支援員が見るべき子どもの人数は増え、資格要件も緩和することは、東久留米市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第5条に触れるのでは。

【答弁】 20対1で運営している他団体の状況から運営の質は確保できると考えている。また、職員の知識・技能の向上について、プロポーザルでの確認や契約仕様への反映を行っていく。

7月分の市長・副市長・教育長給料を減額

令和元年第1回臨時会における議案第3号に対する

専決処分に関する情報提供において、事務手続上の誤りがあったこと、学務課において、予算の伴わない契約を締結し、後にその契約を解除せざるを得なくなり、契約相手先に対し損害賠償の必要が生じたこと等、ごみ対策課において、建築基準法に定める建築物の建築等に関する確認の申請などを行わずに敷地内に物干しのための建築物を建築し、同法に適合しない風

よけのための建築物を設置し、これを撤去する必要が生じた事案による不適正な事務執行が起きてしまったことについて、市民ならびに市議会の皆さまに多大なご迷惑をお掛けするに至ったとして、本会議初日の6月3日に市長陳謝が行われました。

そして、市長、副市長、教育長の責任を明らかにするとともに、東久留米市特別

職の給料の特例に関する条例、東久留米市教育委員会教育長の給料の特例に関する条例が提案され、全員賛成で可決されました。

本案は、7月分の給料について、市長が東久留米市特別職の給与および旅費に関する条例に定める給料月額85%、副市長が同条例に定める給料月額90%、教育長が東久留米市教育委員会教育長の給与および旅費に関する条例に定める給料月額の95%に減額するものです。

今号の内容

- 一般質問……………2・3面
- 議案・請願審議結果……………4面
- 決議、意見書など……………4面